○小田原市立病院掲示型有料広告事業に係る広告モニター広告掲載要領

(平成25年12月12日)

小田原市立病院掲示型有料広告事業に係る広告モニター広告掲載要領 (目的)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市立病院掲示型有料広告事業に係る広告モニター(以下「広告モニター」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、広告モニターとは、小田原市立病院内に設置する広告を放映する機器をいう。

(掲載基準)

第3条 広告モニターに掲載できる広告の内容は、公共性、信頼性等を損なうおそれがない ものとし、要綱第2条第1項各号及び別表に掲げる広告以外のものとする。

(広告の規格)

第4条 広告モニターに掲載する広告は、動画又は静止画による映像とする。

(広告の募集)

- 第5条 広告モニターに掲載する広告の募集は、広告代理店を通して行うものとする。
- 2 広告モニターへの広告掲載を希望する者は、要綱第2条第1項第14号への該当の有無 を経営管理課職員が関係機関に確認することについて、同意書(別記様式)を作成し、市 に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は小田原市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

附則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

- 1 次のいずれかに該当する広告内容又は広告主のもの
 - (1) 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告及び風俗営業または風俗関連の営業に関するもの
 - (2) 人材募集に関するもの
 - (3) 冠婚葬祭、結婚相談、仏具販売、墓石販売、墓地、霊園、出産等に関するもの
 - (4) 脅迫、暴力その他の犯罪行為を示唆し、または誘発するおそれのあるもの
 - (5) 広告の目的が詐欺的と認められるもの、または正当な取引とは認められないもの
 - (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いに出したもの
 - (7) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるもの
 - (8) 閲覧者に広告内容を誤認されるような紛らわしい表現のもの
 - (9) 広告内容が患者等に実害または不利益を与えるおそれのあるもの
 - (10) 閲覧者が小田原市立病院に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
 - (11) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (12) 窓口業務の遂行に支障を及ぼすもの
 - (13) 小田原市立病院の信用または品位を害するおそれのあるもの
 - (14) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (15) 差別を助長するおそれのあるもの
 - (16) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
 - (17) 内容及びその目的が不明確なもの
 - (18) 債権の取立て、示談引受け等をうたったもの
 - (19) 広告表現や配色等で閲覧者に不快な印象を与えるおそれのあるもの
 - (20) 社会問題を起こしている業種に関するもの
 - (21) 占い、運勢判断に関するもの
 - (22) 興信所、探偵事務所等に関するもの
 - (23) 医療法等広告内容の制限について定めのある法律に反した内容のもの
 - (24) 病床数が20床以上の医療機関(病院)の広告
 - (25) 前各号に掲げるもののほか、小田原市立病院の窓口で放映することが患者の感情等を 考慮して適当でないと思われるもの等、広告モニターに掲載する広告として小田原市 広告審査会が適当でないと認めたもの